

川西町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

平成 27 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この事業は、川西町と協力事業者等が互いに連携して、ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワークを構築し見守りを行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるように支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「協力事業者等」とは、通常業務または活動において高齢者の異変を発見することが可能な事業者や団体であって、本事業の趣旨に賛同し、第 6 条第 3 項の規定による登録を行った事業者等とする。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は川西町とし、川西町地域包括支援センター、川西町社会福祉協議会、川西町民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、本事業を実施する。

(事業の内容)

第 4 条 この事業は、協力事業者等が通常業務または活動の中で気づいた高齢者の異変を川西町へ通報し、町がその通報に基づき、関係機関と連携・協力し、訪問・調査・必要時には支援を行い、その問題解決に努める。

(対象者)

第 5 条 この事業の対象者は、町内に在住する者でおおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれらに準ずる世帯に属する者とする。

(協力事業者等)

第 6 条 協力事業者等は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 通常業務または活動の中で高齢者の状況を確認することが可能であること。
 - (2) 本事業を通じて宗教行為、政治活動、その他公序良俗に反する活動を目的としない事業者等であること。
- 2 本事業の趣旨に賛同し、事業に協力しようとする事業者等は、川西町高齢者見守りネットワーク事業協力事業者等登録申込書（第 1 号様式）（以下、「登録申込書」という。）を町長に提出することとする。
 - 3 町長は、前項に規定する登録申込書が提出されたときは第 1 項の要件を満たしているかを審査し、川西町高齢者見守りネットワーク事業登録決定通知書（第 2 号様式）により決定の内容を通知するとともに、登録を決定したものについては、協力事業者等として登録し、登録証（第 3 号様式）を交付する。
 - 4 町長は、前項による登録を行ったときは、その協力事業者等の名称他を町のホームページ等により公表する。
 - 5 協力事業者等は、第 2 項により提出した登録申込書の記載内容に変更が生

じた場合は、川西町高齢者見守りネットワーク事業登録内容変更届（第4号様式）を提出することとする。

- 6 町長は、協力事業者等が川西町高齢者見守りネットワーク事業登録辞退届（第5号様式）により登録の解除を申し出たとき、または協力事業者等として不適当と認めるときは、川西町高齢者見守りネットワーク事業登録解除通知書（第6号様式）により登録を解除することとし、協力事業者等は登録証を町に返還する。

（町の業務）

第7条 町は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本事業の普及啓発活動
- (2) 第6条に規定する登録及び公表
- (3) 協力事業者等からの通報への対応
- (4) 第3条に掲げる関係機関等との連絡調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

（協力事業者等の活動）

第8条 協力事業者等は、従業員（構成員）に本事業の趣旨・内容等を周知し、通常業務または活動の中で第5条の対象者として推測される者の異変や心身状況の変化に気づいたときは、町へ通報する。

- 2 協力事業者等は、前項による通報の有無に関しての責任を負わないものとする。

（個人情報保護）

第9条 本事業の実施にあたり知り得た個人情報は、本事業の実施中または終了後においても適切に管理し、第三者への提供または本事業以外の目的に使用してはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。